

令和6年度和歌山県障害者虐待防止・権利擁護研修実施要綱

【管理者・虐待防止責任者コース】


1. 目的

研修を通じて、障害者虐待防止と権利擁護に関する基本的な考え方の習得を目指すとともに、障害福祉サービス事業所等における事案対応や虐待防止の取組を担う人材の養成を図り、もって、障害者虐待防止や権利擁護の推進に寄与することを目的とする。

2. 実施主体

和歌山県

3. 研修日程と実施方法

内 容	日 程	実施方法
講 義	演習受講日までに下記 URL にアクセスし ●共通講義 ●管理者・虐待防止責任者コース講義 を視聴する https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/03kenshyu_00019.html 	動画視聴
演 習	①令和7年2月19日(水) 10:00~18:00 県立情報交流センターBigU 多目的ホール (田辺市新庄町 3353-9) ②令和7年2月26日(水) 10:00~18:00 勤労福祉会館プラザホープ 4F ホール (和歌山市北出島 1-5-47) ③令和7年3月4日(火) 10:00~18:00 勤労福祉会館プラザホープ 4F ホール (和歌山市北出島 1-5-47)	集合形式 ①~③のうち、 事務局の指定 するいずれか 1日
アンケート	令和7年2月19日~令和7年3月7日	kintone による 回答
伝達研修実施報告	令和7年2月20日~令和7年9月30日	kintone による 回答

4. 研修内容

「講義+演習」セット受講

講義：厚生労働省 YouTube 動画視聴（計 330 分）

- 共通講義
- 管理者・虐待防止責任者コース講義

※動画視聴は長時間になりますので、余裕をもって視聴して下さい。

演習：①～③のいずれの日程になるかは受講決定後、事務局より通知します。

※必ず厚生労働省 YouTube 動画「●共通講義、●管理者・虐待防止責任者コース講義」を事前視聴した上で演習に参加して下さい。

※参照 演習詳細は別添研修プログラムのとおり

5. 定員

約 210 名

6. 受講料

無料

※研修受講にかかる費用等は受講者側の負担とし、昼食等は各自で手配願います。

7. 受講対象者

受講対象者については、次の（１）～（２）の全てを満たす方

- （１） 県内の障害者福祉サービス事業所等に所属している方
- （２） 演習日程のいずれになっても必ず参加できる方
- （３） ㊦㊧いずれかの要件を満たす方とし、1 事業所につき㊦㊧各 1 名ずつ、2 名迄の申込とします。

㊦障害福祉サービス事業所等で県条例*に定める人権擁護推進員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、もしくはサービス提供責任者等（虐待防止担当者を含む）で、研修内容を事業所内で伝達・周知し、県に報告できる方。

㊧障害福祉サービス事業所等の設置者及び管理者で、研修内容を事業所内で伝達・周知し、県に報告できる方。

*県条例 和歌山県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(第 4 条)

8. 受講申込方法

所属する事業所でまとめて申込フォームに入力

（１）受講申込方法

申込みフォームに入力して下さい。

<https://prefwakayama.form.kintoneapp.com/public/r6gyakutaibousi-kanri>

※セキュリティ等の関係でフォーム入力ができない場合は、メールにて下記に問合せ下さい。

（２）申込期限

QRコードから

も申込み可⇒



令和7年1月17日（金） ※締切厳守（期限以降は受付しません）

【問合せ先】

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課 自立支援班 担当：竹田

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

電話：073-441-2533 FAX：073-432-5567

メール：e0404003@pref.wakayama.lg.jp

9. 受講決定および通知

・受講の可否については令和7年1月末に決定、申込者全員に通知します。

・申込多数の場合は受講回数の少ない人から優先受講となります。

※受講決定通知は、令和7年1月末に決定後メール送付いたします。

e0404003@pref.wakayama.lg.jpを受信できるよう設定しておいて下さい。

※演習の受講日程の振分けは事務局で行います。日程、場所のご要望には添いかねるため、予めご了承下さい。

10. 修了証書の交付及び修了者名簿の管理

本研修については、修了証書の交付は行いません。

但し、下記の要件を全て満たした場合、和歌山県にて修了者名簿を作成し管理します。

(1) 研修の全課程を修了すること。

(2) 研修修了後、所属する事業所等で伝達研修を行うこと。

(3) 伝達研修実施後、受講決定通知メール記載の研修実施報告URLにて、伝達研修実施内容を報告していること。

※報告は1事業所内1報告で構いません（㊟㊱いずれの方の報告でも可）。

11. 留意事項等

・研修資料の当日配布は行いません。演習で使用する資料については、通知に記載のURL（県ホームページ）より各自で印刷の上、持参して参加して下さい。

・研修内容の理解を深めるため、研修実施前に県ホームページ掲載の「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を一読願います。

・研修会場におけるマスク着用は、各受講者の判断に委ねます。なお、風邪や咳、発熱等体調に不安がある方は参加を御遠慮下さい。

・悪天候、自然災害発生等により研修実施が不可能と判断した場合には延期・中止になることがあります。その場合には県ホームページにてお知らせします。

12. 個人情報の保護について

本研修において知り得た個人情報については、研修の実施に必要な情報として用いることとし、それ以外の目的には使用いたしません。